

ブランドメッセージロゴマークを使用する皆さまへ

石岡市ブランドメッセージロゴマーク

# 取扱ガイドライン



<b>01</b>	<b>コンセプト</b>	_____	P.2
<b>02</b>	<b>使用条件等 その1</b>	_____	P.3
<b>03</b>	<b>使用条件等 その2</b>	_____	P.4
<b>04</b>	<b>基本デザイン仕様 色指定</b>	_____	P.5
<b>05</b>	<b>使用パターン</b>	_____	P.6
<b>06</b>	<b>その他</b>	_____	P.7

## 01 | コンセプト

ブランドメッセージは、メインコピー、ボディコピーで構成されており、それを体現するロゴマークを冠した取組と併せて進めることにより、本市の統一的なイメージについて市内外への浸透を図ります。

メインコピーの「○○」は、ボディコピーで表現している石岡市の様々な魅力やその他の無限の可能性を込めることができるように表現しています。あなたの幸せな未来のために、石岡市には様々な魅力があることを表す表現です。

ロゴマークは、シティプロモーションの推進に結び付く目的であれば誰もが自由に使用することができるようにすることにより、使いやすく、かつ親しみやすいものとして本市のシティプロモーション推進に寄与するものとしします。

## メインコピー（ボディコピーを凝縮した一文）

## あなたの ○○ があるまち いしおか

## ボディコピー（ロゴマーク、ターゲットに繋がる本市の魅力が詰まったイメージ文）

夢をもち 好きを大切に好奇心のままに挑戦しよう

いちごや柿に梨に栗 豊富な果物がある

遺跡や祭りに古民家 情緒溢れる歴史がある

サイクリングやトレイルランにスカイスports 心躍る遊びがある

挑戦は多くの出会いを生み 人の和はどこまでも広がり

大人から子供まで笑い声が響くまち

いしおかでの出会いはきっと夢への架け橋になる

夢はきつとここにある

## ロゴマーク（ブランドメッセージを体現する象徴のデザイン）



石岡市といえば関東三大祭りの一つである“常陸國總社宮例大祭（石岡のおまつり）”の幌獅子。

獅子舞の小屋を活かし、石岡市の昭和レトロな街並みや特産品であるいちご、柿、梨、栗に加え、サイクリングやスカイスportsも楽しめる魅力を詰め込みました。

## 02 | 使用条件等 その1

## ブランドメッセージロゴマークに関する基本的な考え方

- 01 使用料は無料
- 02 市民や法人・団体の皆さまも使用可能
- 03 利用は申請不要（※営利目的の場合は除く）

## ロゴマークのデータ

石岡市ホームページよりデータ（png形式、jpg形式）をダウンロードして使用してください。

## 使用媒体例

下記のような使用が可能です。その他にも様々な場面でお使いいただけます。

項目	使用例
共通	ポスター、のぼり、パンフレット（広報紙・冊子・案内書など）、ホームページ、SNS、メール、写真、動画、手紙・はがき、封筒、名刺・名札など
町内会・自治会等	回覧板、町内会報など
学校	ポスター、プリントなど
商店・店舗	チラシ、メニュー、包装紙、看板など
企業	会社案内、社用車、備品など
商品	食品、衣料品、雑貨、文房具、シール、商品ラベルなど

## 03 | 使用条件等 その2

## 取扱いの条件

## 1. 申請が不要になる場合

以下の項目に該当する場合は、申請が不要でロゴマークを使用できます。

- (1) 石岡市が使用するとき
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が教育の目的で使用するとき
- (3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき
- (4) 国又は他の地方公共団体が使用するとき
- (5) 石岡市の町内会、自治会等の住民組織が、地域への奉仕活動又は地域活性化につながる活動において使用するとき
- (6) 個人が非営利目的で情報発信等に使用するとき
- (7) その他市長が使用を適当と認めたとき

## 2. 使用できない場合

以下の項目に該当する場合は、ロゴマークの使用はできません。

- (1) 法令及び公序良俗に反する、又は反するおそれがあるとき
- (2) 政治、思想若しくは宗教の活動に使用、又は使用するおそれがあるとき
- (3) 不当な利益を得るために使用、又は使用するおそれがあるとき
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用、又は使用するおそれがあるとき
- (5) 市の信用若しくは品位を傷つける、又は傷つけるおそれがあるとき
- (6) ブランドメッセージのイメージを損なう、又は損なうおそれがあるとき
- (7) 市の事業又は市が認めた関連事業を推進する上で支障となるおそれがあるとき
- (8) その他市長が使用について不適切であると認めたとき

## 営利目的で使用する場合の申請手続き

「石岡市ブランドメッセージロゴマーク使用承認申請書」により、事前に使用申請を行っていただく必要があります。申請書は石岡市ホームページからダウンロードしてください。また、使用期間は原則として1年間となり、期間満了後は再度手続きをいただく必要があります。

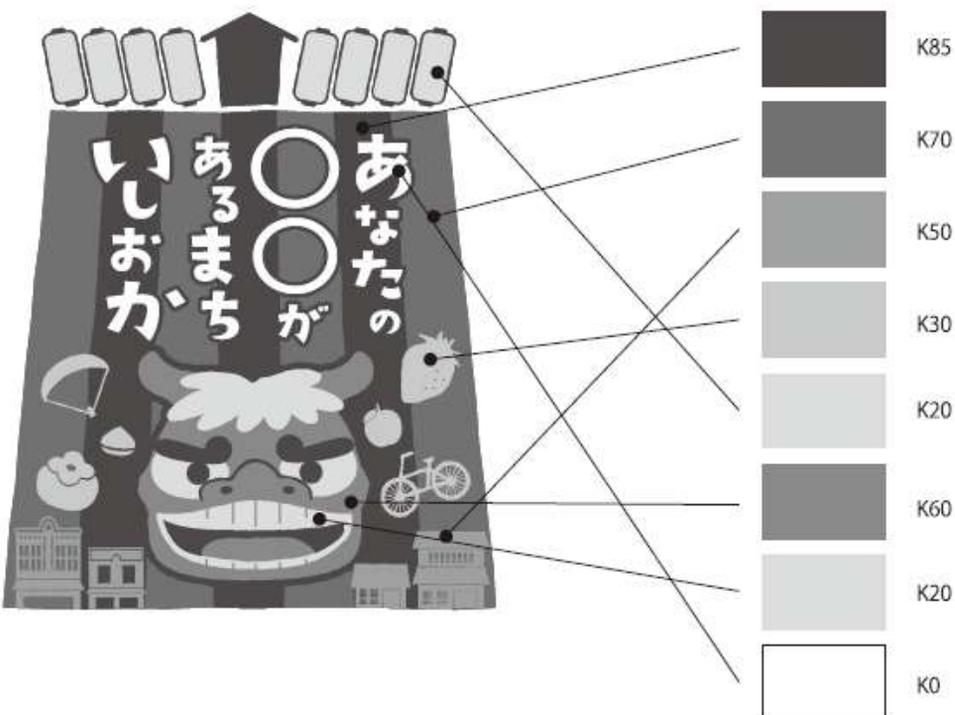


04 | 基本デザイン仕様 色指定

基本カラー①



基本カラー②



05 | 使用パターン

Aパターン (基本形)



加工等をせずに、そのまま使用いただけます。

Bパターン (基本形+ブランドメッセージ1行)



あなたの○○があるまち いしおか

Cパターン (基本形+ブランドメッセージ2行)



あなたの○○があるまち  
あるまち いしおか

「○○」を自由にあてはめて使用可

変更不可



あなたの○○があるまち  
あるまち いしおか

フォントや文字サイズの変更可

POINT 01

ブランドメッセージ「あなたの ○○ があるまち いしおか」のうち、「○○」の部分については、公序良俗の範囲内で自由にあてはめて改変し、使用することができます。

例 「あなたの 花 があるまち いしおか」  
「あなたの 空 があるまち いしおか」

POINT 02

ブランドメッセージのフォントや文字サイズについても、自由に変更することができます。ただし、ロゴマーク中に記載のブランドメッセージについては、変更することはできません。

※POINT 01・02は、Bパターン、Cパターン共通

※当該フォントはABキリギリスを使用しています

## 06 | その他

### 禁止事項

ロゴマークの視認性、判断性を確保し、イメージを正しく伝えるために、以下のような使用を禁止します。

- (1) バランスを変えてはならない
- (2) 回転してはならない
- (3) 規定以外の色で表示してはならない
- (4) 変更・加工してはならない（Bパターン・Cパターンのブランドメッセージは除く）
- (5) 他の要素を付け加えてはならない
- (6) 複雑な背景上に表示は避ける
- (7) 背景と十分なコントラストが得られない表示は避ける

### 注意事項など

- (1) ロゴマークに関する著作権は市に帰属します
- (2) 取扱要綱に違反したときや不正な手段により使用の承認を受けたとき等には、ロゴマークの使用ができなくなる場合があります
- (3) 使用者がロゴマークの使用によって生じる問題・トラブル等について、市は一切関与しません
- (4) ロゴマークの使用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合においても、市は損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負いません

### お問い合わせ

石岡市 市長公室 秘書広聴課 わがまち発信室

〒315-8640 茨城県石岡市石岡一丁目1番地1

TEL : 0299-23-1111 (内線7215)

FAX : 0299-22-5276

E-mail : kouhou@city.ishioka.lg.jp